

兵庫大学短期大学部学則

改正	昭和 40 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	昭和 41 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	昭和 41 年 8 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
	昭和 42 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
	昭和 43 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	昭和 44 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日
	昭和 45 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	昭和 46 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 4 月 1 日	平成 18 年 2 月 1 日
	昭和 48 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	昭和 49 年 4 月 1 日	平成 19 年 2 月 1 日
	昭和 50 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	昭和 52 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	昭和 59 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	昭和 62 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	平成 元年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	平成 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 5 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
	平成 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
	平成 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
	平成 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づく短期大学として、専門の知識、技能を教授研究するとともに、幅広い教養を養い、豊かな人間性を涵養し、以て社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人として有能な人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

保 育 科 第 一 部	入学定員	50 人	収容定員	100 人
保 育 科 第 三 部	〃	80 人	〃	240 人

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限は、保育科第一部においては 2 年とし、保育科第三部においては 3 年とする。

2 保育科第一部の学生は 4 年、保育科第三部の学生は 5 年を超えて在学することはできない。

第 2 章の 2 学科の教育研究上の目的

(教育研究上の目的)

第 4 条の 2 保育科第一部、保育科第三部は、保育、福祉の意義を深く理解させ、子どもの「生命、生存、発達への権利」を尊重する精神を養い、幅広い教養や十分な専門的知識、技能を修得させることにより、豊かな人間性を基盤とする資質の高い保育者の養成をめざす。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 6 条 学年を次の 2 学期に分ける。

I 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

II 期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 必要がある場合は、学長は、I 期の終了日及び II 期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

学園創立記念日 6 月 10 日

春季休業日 3 月 20 日から 4 月 1 日まで

夏季休業日 7 月 25 日から 9 月 1 日まで

冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第 8 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 9 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（高等学校卒業程度認定試験規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定試験に合格した者を含む）

(8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

（入学の出願）

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第 11 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学手続に関し、必要なことは別に定める。

（転入学及び再入学）

第 13 条 本学に転入学又は再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

（退学）

第 14 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第 15 条 疾病その他やむを得ない事由により 2 ヶ月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 その他休学に関し必要な事項は別に定める。

（休学の期間）

第 16 条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年（保育科第三部は 3 年）を超えることができない。

3 休学の期間は、第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

（復学）

第 17 条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 その他復学に関し必要な事項は別に定める。

（転学）

第 18 条 他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 4 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 16 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

（授業科目及び単位数）

第 20 条 本学で開設する授業科目は共通教育科目及び学科教育科目とする。

2 授業科目の名称及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 20 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

(多様なメディアを利用して行う授業)

第 20 条の 3 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第 21 条 (削 除)

第 22 条 (削 除)

(単位の計算方法)

第 23 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 20 条の 2 に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験・実習及び実技については、原則 30 時間以上をもって 1 単位とする。

(授業期間)

第 24 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第 26 条 試験等の評価は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

2 試験及び学修の評価に関し、必要なことは別に定める。

(他学科教育科目の履修等)

第 27 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の学科の学科教育科目を履修することを認め、単位を認定することができる。

2 前項で認定された単位については、8 単位を限度として卒業所要単位に含めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 28 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 他の短期大学又は大学における授業科目の履修に関し、必要なことは別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるとき、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「短期大学又は大学以外の教育施設等における学修」という。）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項より与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関し、必要なことは別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単

位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における学修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 28 条第 1 項及び前条第 1 項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において第 28 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関し、必要なことは別に定める。

第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 31 条 本学を卒業するためには、保育科第一部においては原則 2 年以上、保育科第三部においては原則 3 年以上在学し、別表第 1 に定める授業科目の中から、共通教育科目 6 単位以上、学科教育科目 48 単位以上を含め、合計 62 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 32 条 本学において前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の称号)

第 33 条 学長は、前条により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、本学学位規程の定める短期大学士の学位を授与する。

(免許等の取得)

第 34 条 本学において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる免許等の種類
保育科第一部	幼稚園教諭二種免許、保育士資格
保育科第三部	幼稚園教諭二種免許、保育士資格

- 2 本学の保育科第一部及び保育科第三部において、幼稚園教諭二種免許を得ようとする者は、第 31 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 本学の保育科第一部及び保育科第三部において保育士資格を得ようとする者は、第 31 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 2 第 3 項の規定により厚生労働大臣の定める修業科目及び単位（平成 22 年 7 月 13 日厚生労働省告示第 278 号）を修得しなければならない。

(その他の資格)

第 35 条 前条に定める免許等以外の諸資格を得ようとする者は、第 31 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ当該資格取得のための所定の単位を修得しなければならない。

第 7 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等の金額)

第 36 条 入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び教育充実費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(授業料等の納付時期)

第 37 条 授業料、実験実習費及び教育充実費（以下「授業料等」という。）は年額の二つの一つを 2 回に分け、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学、休学等の場合の授業料等)

第 38 条 学期の途中で退学し又は除籍された者は、授業料等を納付しなければならない。

- 2 停学期間中の者は、授業料等を納付しなければならない。
- 3 休学期間中の者は、授業料等を免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。
- 4 前項に規定する在籍料の額は、別表第3のとおりとする。
- 5 納付した在籍料は返付しない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業見込みの月まで授業料等を納付するものとする。

(委託生、研究生及び科目等履修生の授業料等)

第40条 委託生、研究生及び科目等履修生の検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第41条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、理由の如何にかかわらず還付しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第42条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 職員組織に関し、必要なことは別に定める。

第9章 大学運営会議、教授会

(大学運営会議)

第43条 本学に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 短期大学部長
- (5) 事務局長
- (6) 各部・室長
- (7) 各附置機関の長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

第44条 大学運営会議は、理事会から委任された本学の教育研究に関する業務及び本学の基本的な事項並びに学科を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織(学科の改組を含む)の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 学科、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他本学における重要事項

(その他)

第 45 条 本節に定めるもののほか、大学運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第 46 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(教授会の構成)

第 47 条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会の組織には、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第 48 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短期大学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第 49 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要なことは別に定める。

第 50 条～第 55 条 (削 除)

第 10 章 委託生、研究生、科目等履修生、外国人留学生及び外国人学生

(委託生)

第 56 条 本学において、官庁、外国政府及び団体等から派遣されて特定の授業科目の聴講や研究課題についての研究を行うことを委託された者が、聴講又は研究をすることを志願した場合、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第 57 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として許可することがある。

2 研究生として志願することのできる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の研究期間は、1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 58 条 本学の学生以外の者で、本学で開設される一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 本学と高大連携に関する覚書等を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者

3 科目等履修生の履修の期間は 1 年又は 1 学期（Ⅰ期又はⅡ期）とする。

4 科目等履修生には、本学則第 25 条及び第 26 条の規定を準用して単位を与えることができる。

(外国人留学生及び外国人学生)

第 59 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学

を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項以外の外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することがある。

(その他)

第 60 条 委託生、研究生、科目等履修生、外国人留学生及び外国人学生に関する規則は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 61 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 62 条 本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第 12 章 附置機関

(附属施設等)

第 63 条 本学に、次の附属施設・附置機関を置く。

(1) 附属図書館

(2) 学修基盤センター

(3) 先進教育研究センター

(4) 附属総合科学研究所

(5) エクステンション・カレッジ

(6) 地域医療福祉研修センター

2 前項各号の附属施設等に関し、必要な事項は別に定める。

(附属総合科学研究所)

第 64 条 (削 除)

第 13 章 厚生施設

(学生寮)

第 65 条 (削 除)

(その他の厚生施設)

第 66 条 本学の学生、職員の福祉増進のため、保健室、静養室及び食堂を置く。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 67 条 社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し、必要なことは別に定める。

第 15 章 補則

(改廃)

第 68 条 この学則の改廃は、大学運営会議に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 7 年度の保育科第一部及び初等教育学科の収容定員

は次のとおりとする。

保育科第一部 350 人

初等教育学科 100 人

- 3 平成 6 年度以前の入学生に係る学則のうち、第 3 条、第 4 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 31 条、第 34 条及び第 35 条については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 3 年度		平成 4 年度 ～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術デザイン学科	80 人	130 人	80 人	160 人	50 人	130 人
生活科学科第一部	100 人	150 人	100 人	200 人	50 人	150 人

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 初等教育学科は、文部大臣の認可の日から廃止する。
- 3 平成 7 年度以前の入学生に係る学則のうち、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 31 条、第 34 条及び第 35 条の規定については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 8 年度 ～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術デザイン学科	80 人	160 人	50 人	130 人
生活科学科第一部	100 人	200 人	50 人	150 人

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 10 年度 ～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術デザイン学科	80 人	160 人	50 人	130 人
生活科学科第一部	100 人	200 人	50 人	150 人

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 12 年度	
	入学定員	収容定員
生活科学科第一部	50 人	150 人

第 3 条に規定する学生定員は、平成 16 年までの間は次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術デザイン学科	74 人	154 人	68 人	142 人	62 人	130 人

平成 15 年度		平成 16 年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
56 人	118 人	50 人	106 人

附 則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の食物栄養学科、生活科学科第一部及び生活科学科第三部の収容定員は、次のとおりとする。

食物栄養学科	80 名
生活科学科第一部	50 名
生活科学科第三部	80 名

附 則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の 2 に規定にかかわらず、平成 13 年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
- 第 3 条に規定する学生定員は、平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科第三部	100 人	400 人	100 人	350 人	100 人	300 人

- 第 4 条、第 16 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条及び第 36 条の規定にかかわらず、食物栄養学科、生活科学科第一部及び生活科学科第三部については、在学生がいなくなることが確定した時廃止し、それまではなお従前の学則を適用する。
- 第 48 条の規定にかかわらず、美術デザイン専攻（1 年課程）、食物栄養専攻、生活科学専攻については、在学生がいなくなることが確定した時廃止し、それまではなお従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年以前の入学者につ

いては、なお従前の例による。

2 第3条に規定する学生定員は、平成20年度までは、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成20年度	
	入学定員	収容定員
美術デザイン学科第一部	10人	60人

3 第3条の規定にかかわらず、美術デザイン学科第三部の収容定員は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成20年度	平成21年度
	収容定員	収容定員
美術デザイン学科第三部	100人	50人

4 第48条の規定にかかわらず、専攻科美術デザイン専攻の収容定員は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成20年度
	収容定員
専攻科美術デザイン専攻	20人

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年以前の入学者については、なお従前の例による。

2 第3条に規定する学生定員は、平成22年度までは、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科第三部	80人	280人	80人	260人

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第38条第3項に規定する休学期間中の者の在籍料は、平成21年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第15条、第17条及び第19条の規定については、平成23年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、平成25年度までは、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成25年度	
	入学定員	収容定員

保育科第一部	100 人	250 人
--------	-------	-------

附 則
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1 この学則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
2 第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定については、令和 2（2020）年度入学者及び令和元（2019）年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則
この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 3 条に規定する学生定員は、令和 5（2023）年度までは、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	令和 5（2023）年度	
	入学定員	収容定員
保育科第一部	80 人	180 人

附 則
この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 3 条に規定する学生定員は、令和 7（2025）年度までは、次のとおりとする。

年 度	令和 7（2025）年度	
	入学定員	収容定員

学科・専攻		
保育科第一部	50 人	130 人

別表第1（第20条関係）

学科の名称			授業科目	単位数		計	備 考
				必修	選択		
保 育 科 第 一 部	共通教育科目	神の建学の精	宗教と人生	2		2	
		コミュニケーション	日本語（読解と表現）	2		2	
			英語		2	2	
			コンピュータ演習	2		2	
			コンピュータ応用演習		2	2	
		歴史と文化	文学		2	2	
		現代社会を読み解く	日本国憲法		2	2	
			ジェンダー論		2	2	
		くらしと健康	健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2	2	
			健康・スポーツ科学Ⅱ（実技）		1	1	
			健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）		1	1	
		キャリアデザイン	ヒューマンサービスとマネジメント		2	2	
			入門ボランティア		2	2	
		単 位 合 計		6	18	24	
	学科教育科目		学び発見ゼミ	1		1	
			学び探究ゼミ	1		1	
			学び応用ゼミ	1		1	
			教育制度論		2	2	
			教育原理	2		2	特別教育の内容を含む
			教師・保育者論	2		2	
			保育原理 A	2		2	
			保育原理 B		2	2	
			子ども家庭福祉		2	2	
			社会福祉	2		2	
			子ども家庭支援論		2	2	
			社会的養護Ⅰ		2	2	
			教育心理学		2	2	
			子ども理解の理論と方法		1	1	
			教育相談		2	2	
			保育の心理学	2		2	
			子ども家庭支援の心理学		2	2	
			子どもの保健		2	2	
			子どもの食と栄養 A		1	1	
			子どもの食と栄養 B		1	1	
			青年心理学		2	2	

学科の名称		授業科目	単位数		計	備 考
			必修	選択		
保 育 科 第 一 部	学 科 教 育 科 目	臨床心理学		2	2	
		子どもと健康		2	2	
		子どもと環境		2	2	
		子どもと言葉		1	1	
		子どもと音楽表現	1		1	
		子どもと造形表現	1		1	
		子どもと身体表現	1		1	
		保育内容総論		1	1	
		保育内容・健康		2	2	
		保育内容・人間関係		2	2	
		保育内容・環境		2	2	
		保育内容・言葉		2	2	
		保育内容・表現		2	2	
		特別支援教育 A		1	1	
		特別支援教育 B		1	1	
		教育・保育の計画と評価	2		2	
		保育方法論		2	2	
		音楽Ⅰ		1	1	
		音楽Ⅱ		1	1	
		音楽Ⅲ		1	1	
		音楽Ⅳ		1	1	
		乳児保育Ⅰ		2	2	
		乳児保育Ⅱ		1	1	
		子どもの健康と安全		1	1	
		社会的養護Ⅱ		1	1	
		子育て支援		1	1	
		教育実習		5	5	事前事後指導 1 単位を含む
		保育実習Ⅰ		4	4	
		保育実習指導Ⅰ		2	2	
		保育実習Ⅱ		2	2	
		保育実習指導Ⅱ		1	1	
		保育実習Ⅲ		2	2	
		保育実習指導Ⅲ		1	1	
		保育・教育実践演習(幼稚園)		2	2	
		単 位 合 計	18	74	92	

学科の名称			授業科目	単位数		計	備 考
				必修	選択		
保 育 科 第 三 部	共通教育科目	神の精 建学	宗教と人生	2		2	
		ケー シ ョ ン コ ミ ュ ニ	日本語（読解と表現）	2		2	
			英語		2	2	
			コンピュータ演習	2		2	
			コンピュータ応用演習		2	2	
		文化 歴史と	文学		2	2	
		み解く 会を 読社	日本国憲法		2	2	
			ジェンダー論		2	2	
		健康 くらしと	健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2	2	
			健康・スポーツ科学Ⅱ（実技）		1	1	
			健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）		1	1	
学 科 教 育 科 目	キャリア デザイン	キャリア デザイン	ヒューマンサービスとマネジメント		2	2	
			入門ボランティア		2	2	
	単 位 合 計			6	18	24	
			学び発見ゼミ	1		1	
			学び探究ゼミ	1		1	
			学び応用ゼミ	1		1	
			教育制度論		2	2	
			教育原理	2		2	特別教育の内容を含む
			教師・保育者論	2		2	
			保育原理 A	2		2	
			保育原理 B		2	2	
			子ども家庭福祉		2	2	
			社会福祉	2		2	
			子ども家庭支援論		2	2	
			社会的養護Ⅰ		2	2	
			教育心理学		2	2	
			子ども理解の理論と方法		1	1	
			教育相談		2	2	
			保育の心理学	2		2	
			子ども家庭支援の心理学		2	2	
子どもの保健				2	2		
子どもの食と栄養 A		1	1				
子どもの食と栄養 B		1	1				

学科の名称	授業科目	単位数		計	備 考
		必修	選択		
	青年心理学		2	2	
保 育 科 第 三 部	臨床心理学		2	2	
	子どもと健康		2	2	
	子どもと環境		2	2	
	子どもと言葉		1	1	
	子どもと音楽表現	1		1	
	子どもと造形表現	1		1	
	子どもと身体表現	1		1	
	保育内容総論		1	1	
	保育内容・健康		2	2	
	保育内容・人間関係		2	2	
	保育内容・環境		2	2	
	保育内容・言葉		2	2	
	保育内容・表現		2	2	
	特別支援教育 A		1	1	
	特別支援教育 B		1	1	
	教育・保育の計画と評価	2		2	
	保育方法論		2	2	
	音楽Ⅰ		1	1	
	音楽Ⅱ		1	1	
	音楽Ⅲ		1	1	
	音楽Ⅳ		1	1	
	乳児保育Ⅰ		2	2	
	乳児保育Ⅱ		1	1	
	子どもの健康と安全		1	1	
	社会的養護Ⅱ		1	1	
	子育て支援		1	1	
	教育実習		5	5	事前事後指導 1 単位を含む
	保育実習Ⅰ		4	4	
	保育実習指導Ⅰ		2	2	
	保育実習Ⅱ		2	2	
	保育実習指導Ⅱ		1	1	
	保育実習Ⅲ		2	2	
	保育実習指導Ⅲ		1	1	
	保育・教育実践演習（幼稚園）		2	2	
	単 位 合 計	18	74	92	

別表第 2（第 36 条関係）

区分・項目		金 額	
		保育科第一部	保育科第三部
入学検定料		30,000 円	30,000 円
入 学 金		200,000 円	200,000 円
授業料（年額）		700,000 円	480,000 円
実験実習費（年額）		130,000 円	90,000 円
教育充実費（年額）	1 年次	240,000 円	150,000 円
	2 年次以降	320,000 円	150,000 円

別表第 3（第 38 条関係）

区分・項目	金 額
在 籍 料	25,000 円